

# 業務運営に関する規程

事業所名 株式会社獨協スタッフサービス

## 第1条(求 人)

1 当社は、国内・全職種に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法および職業安定法等)違反のある場合および暴力団などによる求人である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来社されて、所定の求人票によりお申し込みください。直接来社できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メールでも差支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付ファクシミリの利用または電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用または電子メール等により明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

4 求人受付の際には、事務費用を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

## 第2条(求 職)

1 当社は、国内・全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みは、本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申し込みください。

3 常に、日雇的または臨時的な労働に従事することを希望される方は、当社に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

## 第3条(紹 介)

1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付または希望される場合にはファクシミリの利用もしくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付、ファクシミリの使用もしくは電子メールの等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら、求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

#### 第4条(その他)

- 1 当社は、職業安定機関およびその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 当社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者の両方から当社に対してその報告をしてください。  
また、当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6か月以内に離職(解雇の場合を除く。)したか否かについて、求人者から当社に報告してください。
- 3 当社は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当社は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 当社の取扱い職種範囲は、国内・全職種です。
- 6 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務は、すべて職業安定法関連法令および通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

2021年 7月 1日

代表取締役 影山 善久

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<p style="text-align: right;"><u>1,000 円</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
<p>求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス</p> <p><b>【職業紹介サービス】</b></p>	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</p> <p style="text-align: right;"><u>30 %</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</p> <p style="text-align: right;"><u>30 %</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
<p>求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス</p> <p><b>【職業紹介の付加サービス】</b></p> <p>*上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合</p>	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</p> <p style="text-align: right;"><u>30 %</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 09 — ユ — 300283

事業所の名称及び所在地 株式会社獨協スタッフサービス  
栃木県下都賀郡壬生町大字助谷 2805 番地 1  
獨協医科大学雲雀館 1 階